議案第１８号

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成１２年守谷町条例第２号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 ６ 年 ３ 月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
１８号	１

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成１２年守谷町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「令和３年度」を「令和６年度」に，「令和５年度」を「令和８年度」に改め，同項第１号中「２万８，８００円」を「２万６，２００円」に改め，同項第２号中「４万３００円」を「３万９，４００円」に改め，同項第３号中「４万３，２００円」を「３万９，７００円」に改め，同項に次の５号を加える。

（１１）令第３９条第１項第１１号に掲げる者　１０万９，４００円

（１２）令第３９条第１項第１２号に掲げる者　１１万２，３００円

（１３）令第３９条第１項第１３号に掲げる者　１１万５，２００円

（１４）令第３９条第１項第１４号に掲げる者　１１万８，０００円

（１５）令第３９条第２項に掲げる者　１２万９００円

第４条第２項中「令和３年度」を「令和６年度」に，「令和５年度」を「令和８年度」に改め，同条第３項中「令和３年度」を「令和６年度」に，「令和５年度」を「令和８年度」に改め，同条第４項中「令和３年度」を「令和６年度」に，「令和５年度」を「令和８年度」に改め，同条第５項中「令和３年度」を「令和６年度」に，「令和５年度」を「令和８年度」に改め，同条第８項前段中「第６項」を「第１１項」に，「令和３年度」を「令和６年度」に，「令和５年度」を「令和８年度」に改め，同項後段中「第６項」を「第１１項」に，「１万７，２００円」を「１万６，４００円」に，「４万３００円」を「３万９，４００円」に改め，同項を同条第１３項とし，同条第７項中「令和３年度」を「令和６年度」に，「令和５年度」を「令和８年度」に，「１万７，２００円」を「１万６，４００円」に，「２万８，８００円」を「２万７，９００円」に改め，同項を同条第１２項とし，同条第６項中「令和３年度」を「令和６年度」に，「令和５年度」を「令和８年度」に，「１万７，２００円」を「１万６，４００円」に改め，同項を同条第１１項とし，同条第５項の次に次の５項を加える。

６　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第１項第１０号イの市町村の定める額は，７００万円とする。

７　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第１項第１１号イの市町村の定める額は，８５０万円とする。

８　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第１項第１２号イの市町村の定める額は，１，０００万円とする。

９　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第１項第１３号イの市町村の定める額は，１，２００万円とする。

１０　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第２項の市町村の定める額は，１，５００万円とする。

第６条第３項中「又は第９号ロ」を「，第９号ロ，第１０号ロ，第１１号ロ，第１２号ロ，第１３号ロ又は第１４号」に，「第９号」を「第１４号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の守谷市介護保険条例第４条の規定は，令和６年度以降の年度分の保険料について適用し，令和５年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

議 案	頁 数
１８号	３

提案理由（議案第１８号）

提案理由を申し上げます。

本案は、令和６年度から令和８年度までの介護保険料の額を定めるとともに所得段階区分を１０段階から１５段階に多段階化するために条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
１８号	4

守谷市介護保険条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（保険料率） 第４条　令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は，次の各号に掲げる第１号被保険者（介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。	（保険料率） 第４条　令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は，次の各号に掲げる第１号被保険者（介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。
（１）介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　２万６，２００円	（１）介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　２万８，８００円
（２）令第３９条第１項第２号に掲げる者　３万９，４００円	（２）令第３９条第１項第２号に掲げる者　４万３００円
（３）令第３９条第１項第３号に掲げる者　３万９，７００円	（３）令第３９条第１項第３号に掲げる者　４万３，２００円
（４）から（１０）まで（略）	（４）から（１０）まで（略）
（１１）令第３９条第１項第１１号に掲げる者　１０万９，４００円	（新設）
（１２）令第３９条第１項第１２号に掲げる者　１１万２，３００円	（新設）
（１３）令第３９条第１項第１３号に掲げる者　１１万	（新設）

参考資料

議案	頁数
１８号	５

５，２００円	
（１４）令第３９条第１項第１４号に掲げる者　１１万８，０００円	（新設）
（１５）令第３９条第２項に掲げる者　１２万９００円	（新設）
２　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第１項第６号イの市町村が定める額は，１２０万円とする。	２　令和３年度から令和５年度までの令第３９条第１項第６号イの市町村が定める額は，１２０万円とする。
３　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第１項第７号イの市町村が定める額は，２１０万円とする。	３　令和３年度から令和５年度までの令第３９条第１項第７号イの市町村が定める額は，２１０万円とする。
４　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第１項第８号イの市町村が定める額は，３２０万円とする。	４　令和３年度から令和５年度までの令第３９条第１項第８号イの市町村が定める額は，３２０万円とする。
５　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第１項第９号イの市町村が定める額は，５００万円とする。	５　令和３年度から令和５年度までの令第３９条第１項第９号イの市町村が定める額は，５００万円とする。
６　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第１項第１０号イの市町村の定める額は，７００万円とする。	（新設）
７　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第１項第１１号イの市町村の定める額は，８５０万円とする。	（新設）
８　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第１項第１２号イの市町村の定める額は，１，０００万円とする。	（新設）
９　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第１項第１３号イの市町村の定める額は，１，２００万円と	（新設）

する。 １０　令和６年度から令和８年度までの令第３９条第２項の市町村の定める額は，１，５００万円とする。 １１　第１項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は，同号の規定にかかわらず，１万６，４００円とする。 １２　前項の規定は，第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において，前項中「１万６，４００円」とあるのは，「２万７，９００円」と読み替えるものとする。 １３　第１１項の規定は，第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において，第１１項中「１万６，４００円」とあるのは，「３万９，４００円」と読み替えるものとする。 （賦課期日後において第１号被保険者の資格取得，喪失等があった場合） 第６条　（略） ２　（略） ３　保険料の賦課期日後に令第３９条第１項第１号イ（	（新設） ６　第１項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は，同号の規定にかかわらず，１万７，２００円とする。 ７　前項の規定は，第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において，前項中「１万７，２００円」とあるのは，「２万８，８００円」と読み替えるものとする。 ８　第６項の規定は，第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において，第６項中「１万７，２００円」とあるのは，「４万３００円」と読み替えるものとする。 （賦課期日後において第１号被保険者の資格取得，喪失等があった場合） 第６条　（略） ２　（略） ３　保険料の賦課期日後に令第３９条第１項第１号イ（

同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（１）に係る者を除く。），ロ若しくはニ，第２号ロ，第３号ロ，第４号ロ，第５号ロ，第６号ロ，第７号ロ，第８号ロ，第９号ロ，第１０号ロ，第１１号ロ，第１２号ロ，第１３号ロ又は第１４号に該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は，当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第３９条第１項第１号から第１４号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 ４　（略）	同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（１）に係る者を除く。），ロ若しくはニ，第２号ロ，第３号ロ，第４号ロ，第５号ロ，第６号ロ，第７号ロ，第８号ロ又は第９号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は，当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第３９条第１項第１号から第９号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 ４　（略）